

### 大阪市立保護施設条例の一部を改正する条例案

大阪市立保護施設条例（昭和39年大阪市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「大阪市立淀川寮」を「大阪市立大淀寮（以下大淀寮という。）及び大阪市立淀川寮」に改め、同条第2項中「淀川寮」を「大淀寮及び淀川寮」に改め、「及び大阪市立大淀寮」を削る。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

- 2 市長は、平成25年7月1日から平成28年3月31日までの期間について大淀寮の指定管理者を指定しようとするときは、第8条の規定にかかわらず、大淀寮の管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 前項に規定する場合における第9条、第11条及び第12条の規定の適用については、第9条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第2項の規定による通知を受けた」と、「市規則で」とあるのは「市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第11条中「第9条」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた第9条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適當であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた前3号」と、第12条中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。

別表中救護・更生施設の項を次のように改める。

救護・更生施設	大阪市立大淀寮	大阪市北区長柄西1丁目
	大阪市立淀川寮	大阪市東淀川区大桐4丁目

別表中更生施設の項を削る。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、公布の日から施行する。

平成25年3月1日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

大淀寮を救護・更生施設に改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市立保護施設条例（抄）

（入所資格）

第4条 大阪市立大淀寮（以下大淀寮という。）及び大阪市立淀川寮（以下淀川寮という。）の法第38条第2項に規定する救護施設、大阪市立港晴寮及び大阪市立第2港晴寮に入所できる者は、同項に規定する要保護者とする。

2 大淀寮及び淀川寮の法第38条第3項に規定する更生施設及び大阪市立大淀寮に入所できる者は、同項に規定する要保護者とする。

附 則

1 省 略

2 市長は、平成25年7月1日から平成28年3月31日までの期間について大淀寮の指定管理者を指定しようとするときは、第8条の規定にかかわらず、大淀寮の管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。

3 前項に規定する場合における第9条、第11条及び第12条の規定の適用については、第9条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第2項の規定による通知を受けた」と、「市規則で」とあるのは「、市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第11条中「第9条」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた第9条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた前3号」と、第12条中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。

別表（第1条関係）

種 類	名 称	位 置
救護・更生施設	大阪市立大淀寮	大阪市北区長柄西1丁目
<u>救護・更生施設</u>	省	略
省		略
<u>更生施設</u>	<u>大阪市立大淀寮</u>	<u>大阪市北区長柄西1丁目</u>